

毎週火、金曜日発行（但休日当る。きは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 土地改良事業計画書の縦覧
医療機関の指定
牛の結核病等の検査
れんげ採種事業補助金交付要綱
豚コレラ予防注射等

告 示

鳥取県告示第五百八十六号

昭和三十五年十一月十六日付で鳥取市から申請のあつた土地改良事業については、審査の結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十五年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十五年十一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第五百八十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名
昭和三十五年 馬淵医院 鳥取市西町一 鳥取保健所
十一月二十四日 九五番地

鳥取県告示第五百八十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

別表 一 結核病及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第一次	
十二月六日	日野郡江府町小原、美用、栗尾、御机、原、宮市、杉谷、貝田	小原、美用、栗尾、御机、原、宮市、杉谷、貝田各家畜検診所
十二月九日	日野郡江府町小原、美用、栗尾、御机、原、宮市、杉谷、貝田	小原、美用、栗尾、御机、原、宮市、杉谷、貝田各家畜検診所
十二月十日	下蚊屋、助沢	下蚊屋、助沢

結核病及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
 - 結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
 - ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
 - 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査
 - 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 二

肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十二日	日野郡溝口町富江	富江家畜検診所
十二月十三日	江府町吉原、西成	吉原、町成
十二月十四日	溝口町福永、未鎌	福永、未鎌
十二月十六日	江府町大河原	大河原
十二月十九日	袋原、大満	袋原、大満
十二月二十日	溝口町栃原、大滝	栃原、大滝
十二月二十二日	江府町小江尾、江尾	小江尾、江尾
十二月二十二日	江府町柿原	柿原

鳥取県告示第五百八十九号

れんげ原採種事業補助金交付要綱を次のように定める。昭和三十五年十一月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

(趣旨) れんげ原採種事業補助金交付要綱

第一条 県は、毎年度予算の範囲内において、肥飼料作物等の増産を確保するため市町村が行なう補助事業に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第二条 第一条の規定により補助金交付の対象となる事業及び経費並びにこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(添付書類)

別表

事業	経費	補助率
(1) れんげ原種は設置事業	農業者又は農業団体がれんげの原種を設置するに要する経費に対し、市町村が補助する場 合における当該補助に要する経費	反当一、二九〇円以内
(2) 採種団体採種管理事業	一 採種団体（れんげ採種農家を直接又は間接の構成員とする団体をいう。以下この項において同じ。）が、れんげの採種事業を推進するために要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 二 種子取扱機関（採種団体又は採種団体の委託を受けて、この項の採種事業を行なう者）が、れんげの採種事業を推進するために要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 三 採種団体がれんげ種子の残量処理積立金として積み立てたる経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	採種団体の行なう採種事業推進活動費の二分の一以内 採種団体が残量処理積立金として積み立てたる経費の二分の一以内 採種団体がれんげ種子の残量処理積立金として積み立てたる経費の二分の一以内 採種団体がれんげ種子の残量処理積立金として積み立てたる経費の二分の一以内 採種団体がれんげ種子の残量処理積立金として積み立てたる経費の二分の一以内

第三条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書の様式は、別記第一のとおりとする。

2 補助金の交付申請の期限は、毎年度知事が別に定める。

(申請事項の変更)

第四条 規則第十一条に規定する申請は、変更の理由及び内容を記載した補助事業変更承認申請書でなければならない。

(軽微な変更)

第五条 規則第十一条第一項ただし書の知事が定める軽微な変更は、別表の事業欄に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 作物別の原種は設置費及び採種管理事業費の間において相互に流用すること。
- 二 原種は設置面積の一〇パーセントに相当する面積をこえる減少をすること。
- 三 採種事業推進活動費及び取投金利充当費の相互間

におけるその一の経費の二〇パーセントをこえる流用をすること。

(事業遂行の困難等の報告)

第六条 規則第十七条第二項の規定により知事の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了せず又は補助事業の遂行が困難となつた理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類でなければならない。

(実績報告)

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書の様式は、別記第二のとおりとする。

2 実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して三十日以内に知事に提出するものとする。

3 別表の事業欄に掲げる事業については、当該事業完了後当該事業に係る原種又は採種ほにおいて生産された原種又は採種ほの生産数量及び配布数量を作物別及び品種別に知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

別記第一

様式は、事業ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- 一 れんげ原種は設置事業 様式 1
- 二 採種団体採種管理事業 様式 2

様式 1

(その1) 事業計画 (実績) 書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 原種ほの設置計画 (実績)

経営主体	原種ほ所在市町村名	品種又は銘柄別原種ほ設置面積	直営 (委託によるものを含む)	補助の別	備考

(2) 担当者別品種別原種ほ設置面積

採種地区別	担当者氏名	品種別設置面積		合計	種子生産数量		備考
		反	反		反	Kg	

(3) 原種設置に要する経費の負担区分

(その2) 収支予算書 (精算) 書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
れんげ原種は設置費	円	円	円	
補助金(又は委託料)				
計				

市町村予算科目 (款) (項) (目)

様式 2

(その1) 事業計画面(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (1) 採種団体の行なう事業内容
- (2) 種子更新計画(実績)

総作付面積	種子更新予定面積	更新率
反	反	

(3) 採種団体採種は設置面積及び種子買入計画数量

採種は設置面積	種子買入計画数量
反	Kg

(注) 種子買入計画数量は、補助対象となる数量を記入すること。

3 経費の区分

区分	事業経費	県補助金	備考
(採種団体採種管理事業費)	円	円	
採種事業推進活動費			
取扱金利充当費			
残量処理積立金繰入費			
合計			

- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類

市町村の補助金交付に関する規程又は要綱

(その2) 収支予算(精算)書
1 収入の部

区 分	本年度予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較	増 減
県 補 助 金	円	円	円	円
採種事業推進活動費				
取扱金利充当費				
残量処理積立金繰入費				
市 町 村 費				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較	増 減
(採種団体採種管理事業費)	円	円	円	円
採種事業推進活動費				
取扱金利充当費				
残量処理積立金繰入費				
合 計				

市町村の予算科目

(款)

(項)

(目)

別記第二

年 月 日

市町村長 氏

名 印

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日付 第 号による交付決定通知に基づき、次のとおり標記事業を

実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

- 一 事業実績書
- 二 収支精算書

(注) この関係の様式は、それぞれ別記第一によることとする。

鳥取県告示第五百九十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射、結核病、グルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚及び牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ、結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射：…豚。ただし、生後四十日及び分

べん前後一月以内のものを除く。

結核病及びブルセラ病検査：…搾乳の用に供し、又は

供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前

一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除：…牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

豚コレラ予防注射：…豚コレラ予防液皮下注射

結核病検査：…ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査：…ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査：…皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除：…ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 一

肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十二月四日 鳥取市面影 面影家畜検診所

岩美郡国府町宇倍野 宇倍野

五日 鳥取市湖山、大和 湖山、大和

西伯郡中山町中山 中山

六日 鳥取市大正、松保 大正、松保

別表 二	豚コレラ予防注射
実施期日	実施区域
十二月九日	西伯郡中山町逢坂
十日	名和町光徳
十二日	御来屋
十三日	名和
十四日	庄内
十五日	大山町所子
十六日	大山
七日	西伯郡中山町中山
八日	鳥取市米里、美保
九日	美穂、稲葉
十日	千代水
十一日	岩美郡津ノ井村津ノ井
十二日	鳥取市東郷、豊実
岩美郡岩美町岩井、本庄	岩井、本庄

別表 三

実施期日	実施区域	実施場所
十二月九日	西伯郡中山町逢坂	各豚舎巡回注射
十日	名和町光徳	
十二日	御来屋	
十三日	名和	
十四日	庄内	
十五日	大山町所子	
十六日	大山	

別表 四	結核病、ブルセラ病検査	
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十七日	高麗	
十九日	淀江町淀江	
二十日	宇田川	
二十一日	大和	

第一次	第二次	実施区域	実施場所
十二月十二日	十二月十五日	西伯郡名和町庄内	庄内家畜検診所
十三日	十六日	淀江町大和	大和
十四日	十七日	大山町所子	所子
十九日	二十二日	名和町光徳	光徳
二十日	二十三日	名和、御来屋	名和、御来屋